

本書面は、お客さまが旭化成ホームズ株式会社（以下「当社」といいます。）にガス需給契約（京葉ガス導管エリア外版）「ヘーベルガス supplied by 京葉ガス」をお申し込みいただくにあたり、料金その他の供給条件等の重要な事項および留意が必要な事項についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。なお、ガスの供給および使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の契約条件詳細は、ガス小売供給約款（京葉ガス導管エリア外版）およびガス料金プラン定義書（以下「小売約款等」といいます。）に定めています。小売約款等は、当社ホームページ https://hebelian.com/net/denki/tokyo_keiyo/clause.php でご確認ください。

1. ガス使用契約のお申し込みおよび成立

- 当社が建築した戸建て住宅もしくは当社が建築した共同住宅（賃貸物件を除く）に入居されるお客さまが、小売約款等の適用条件を満たし、小売約款等を承諾のうえ、適用を希望される場合に適用いたします。
- お申し込みは、当社ヘーベル電気・ガス受付窓口への電話、当社ウェブサイトおよび当社指定の申込書により受け付けます。
- お申し込みの際し、ガス使用契約の適用条件が満たされているかどうか、対象となる機器の所有状況等を確認させていただく場合があります。
- ガス使用契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

2. 契約開始日

- お申し込みいただいた小売約款等の契約開始日は、原則として以下の通りとなります。なお、契約開始日は、ガス使用契約締結後に、改めて書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）にてお知らせいたします。

<当社の他のガス使用契約または他のガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合>
 所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日
 <引越し（転入）等で新たにガスの使用を開始する場合>
 お客さまの希望する日

3. 最低利用期間

- 下表のガス料金プランは、最低利用期間、契約を継続する場合に適用を申し込むことができます。

ガス料金プラン（主に家庭用のお客さま向け）	最低利用期間
バリュープラン（バリューほっと<東日本ガスエリア>）	契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12か月の月の定例検針日まで

4. 当社からの使用量等のお知らせ方法

- 当社は、一般ガス導管事業者が算定した使用量を京葉ガスから通知を受けたときは、その使用量を原則として当社ウェブサイトを通じてお客さまにお知らせいたします。

6. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更および解約

- お客さまが電気の小売事業者の変更により、当社とのヘーベル電気需給契約を解約する場合、ガス小売供給約款5(2)の規定より、当社とのガス使用契約も解約となります。その為、お客さまは新たなガス小売事業者に対して契約の申し込みをしていただきます。新たなガス小売事業者から解約の通知を当社が受領した直後の定例検針日をもって解約の期限といたします。

- ガス使用契約の変更および引越し（転出）等に伴う解約については、当社ヘーベル電気・ガス受付窓口への電話、当社ウェブサイトより受け付けます。
- 他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へお申し込みください。
- 対象機器の撤去等で小売約款等に定める適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へご連絡いただけます。

7. 当社からのガス使用契約の変更および解約

- 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、法令の改正により小売約款等の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定めにより小売約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売約款等によるものといたします。その場合には、あらかじめ当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合はガス使用契約を解約することができます。
- 当社は、お客さまに契約違反があった場合（適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、ガス使用契約を解約できるものといたします。**
- 当社は、ガス料金等の支払期日を経過してなお、お支払いいただけない場合には、ガス使用契約を解約させていただく場合がございます。**

8. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法等

- 一般ガス導管事業者は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- 一般ガス導管事業者が託送供給約款の定めにもとづき算定したガス量、その料金算定期間のガス使用量とします。
- ガス料金は、1か月あたりの基本料金と1m³あたりの単位料金にガス使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。
- 新たにガスの使用を開始し、または解約を行った場合等において、小売約款等の定めにもとづき、ガス料金を日割計算により算定する場合があります。
- ガス使用量によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。また、ガス料金シミュレーションの結果は一定の試算条件にもとづく推定値であり、実際とは異なります。**

9. ガス料金の支払いについて

- ガス料金は、原則として口座振替、クレジットカード払いのうち、いずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、その他当社の指定する方法により、お支払いいただくことがあります。
- 払込みにてお支払いを希望される場合、当社所定の手数料を申し受ける場合があります。
- ガス料金の支払義務は、小売約款等の定めにもとづき、当社がガス料金の請求を行った日、使用量の算定に関し協議の成立した日等に発生し、支払期日は、小売約款等に定める支払期日起算日から起算して30日目（30日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日）といたします。
- お客さまが支払期日を経過してもなおガス料金を支払われない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなおガス料金（当社と他の契約のガス料金を含みます。）、延滞利息または小売約款等に定めるその他の債務についてお支払いがない等、一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止および解約することがあります。**

10. 単位料金の調整

- ・当社は、毎月、ガス料金プラン定義書に定める平均原料価格が、ガス料金プラン定義書に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、ガス料金プラン定義書に定める料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金は原料価格の高騰等により大きく変動することがあります。

(例：2022年7月適用の平均原料価格 94,050 円/t、2022年11月適用の平均原料価格 122,250 円/t (調整単位料金として +24.81 円/m³ 変動))

11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- ・当社は、次に定める熱量、圧力および燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	45メガジュール
	最低熱量	44メガジュール
ガス栓の出口における圧力	最高圧力	2.5キロパスカル
	最低圧力	1.0キロパスカル
燃焼性	ガスグループ	13A

12. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合には、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款にもとづきお申し込みいただきます。
- ・内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ・ガスメーターは一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・供給管は一般ガス導管事業者の所有とし、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・本支管および整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます。)は、一般ガス導管事業者の所有とし、託送供給約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- ・その他設備に関するお客さまの費用負担については、託送供給約款の定めに従うものといたします。

13. お客さまの責任および協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下の通りです。
- ① 必要な業務のために実施するお客さまの土地および建物へ立入ること。
 - ② 災害の発生等によりガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限すること。
 - ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
 - ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただくこと。
 - ⑤ 内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
 - ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。
 - ⑦ ガス使用に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対して必要なお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまが遵守すべき事項を遵守していただくこと。

14. その他

- ・一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- ・当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- ・従前のガス小売事業者との契約を解除することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

15. お客さま情報の取り扱いについて

- ・当社は、京葉ガス又は一般ガス導管事業者及び他のガス小売事業者へ、ガスの供給及び使用に関するお客さま情報を提供することがあります。

16. 料金メニュー

- ・料金は以下のとおり算定致します。

料金算定方法	基本料金 + 従量料金 (基準単位料金 × ご使用量)
--------	-------------------------------

【バリュープラン (バリューほっと <東日本ガスエリア>)】

<東日本ガスエリア>	料金表	1か月のご使用量	基本料金 (円/月)	基準単位料金 ^{※1} (円/m)
	A	0 m ³ ~20 m ³ まで	687.97	178.81
	B	20 m ³ を超え 82 m ³ まで	1,321.40	147.13
	C	82 m ³ を超え 205 m ³ まで	1,350.04	146.78
	D	205 m ³ を超え 511 m ³ まで	3,591.80	135.84
	E	511 m ³ を超える場合	7,669.54	127.86

※1 基準単位料金は原料費調整制度にもとづき毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにてご確認ください。

ガス取次事業者のお問合せ先	
事業者名	旭化成ホームズ株式会社
住所	東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング7階
問い合わせ先	ヘーベリアンセンター ヘーベルガス担当 0120-277-739(戸建)/0120-277-839(メゾン)
受付時間	月・火・木・金・土 10:00~17:00
休業日	水・日・祝日・年末年始等
メール	: hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp

ガス小売事業者のお問合せ先	
事業者名	京葉瓦斯株式会社
登録番号	D0018
住所	千葉県市川市市川南2丁目8-8
問い合わせ先	京葉ガスお客さまサービス部広域支社 (0120-047-200)
受付時間	月曜日~金曜日 9:00~17:00
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日~1月3日)等